

相模原市農業委員会第35回会議議事録

開 会 日 時 令和7年1月31日 午後1時30分

閉 会 日 時 令和7年1月31日 午後2時22分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (○印)

①	青 木 齊	⑧	志 村 佳 男	⑮	八 木 拓 美
②	齋 藤 憲 一	⑨	阿 部 健	⑯	菱 山 喜 章
③	加 藤 正 博	10	高 橋 三 行	⑰	藤 村 達 人
④	渋谷 久 夫	⑪	齋 藤 孝 之	⑱	天 野 明
⑤	齊 藤 嘉 之	⑫	山 口 幸 男	⑲	加 藤 通 一
⑥	大 塚 優 子	⑬	大 谷 健 一		
⑦	小 林 康 史	⑭	西 東 邦 雄		

出席委員 18名

欠席委員 1名 (10番高橋三行委員)

傍聴人 0名

事 務 局 前田康行 伊藤和彦 濱端雄高 武信秀直

議事録署名人 議 長

議席 8番

議席 16番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告
3		農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告
4	議案第61号	農地法第3条の規定による許可申請について
5	議案第62号	農地法第4条の規定による許可申請について
6	議案第63号	農地法第5条の規定による許可申請について
7	議案第64号	農用地利用集積計画の決定について
8	議案第65号	農用地利用集積計画の決定について
9	報告第65号	農地所有適格法人の報告について
10	報告第66号	解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地利用状況の報告について
11	報告第67号	非農地証明書の発行について
12	報告第68号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
13	報告第69号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
14	報告第70号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

その他 相模原市賃借料情報

議事の内容 次のとおり

議長（阿部会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第35回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は18名で、定足数に達しております。

本日、10番高橋三行委員より欠席の旨通告がありましたので、御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、8番志村佳男委員、16番菱山喜章委員を御指名いたします。

本日、傍聴者はありませんので、引き続き、進めていきます。

これより日程に入ります。

日程1 会務報告

議長（阿部会長）

日程1「会務報告」をいたします。

前田事務局長に報告いたさせます。

事務局（前田事務局長兼次長）

それでは、令和6年12月26日から令和7年1月30日までの主な会務につきまして、報告させていただきます。

資料を御覧いただきまして、まず、1の会議でございます。

初めに、県関係です。

1月15日、農業会議常設審議委員会が開催されまして、阿部会長が出席しております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からは報告9件となっております。

続きまして、市関係です。

12月26日、農業委員会第34回総会を行いまして、農業委員16名に出席いただきました。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

1月14日、農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会を行いまして、農業委員9名、推進委員8名が出席しております。また、1月15日には津久井地区部会を行いまして、農業委員8名、推進委員10名が出席しております。内容については、いずれも令和6年度相模原市農業委員会委員視察についてほかでございます。

1月23日、役員会を行いまして、阿部会長、菱山副会長が出席しております。内容につきましては、総会提出案件ほかでございます。

続きまして、2のその他でございます。

1月28日、埼玉県吉川市農業委員会行政視察の受入れを行いまして、阿部会長、菱山副会長ほか出席しております。内容につきましては、農地再生モデル事業等についてほかでございます。

以上でございます。

議長（阿部会長）

ただいまの会務報告について、何か御発言がございましたら、お願いします。

よろしいですか。

それでは、以上で会務報告を終わります。

日程2 農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告

日程3 農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告

議長（阿部会長）

続きまして、日程2「農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告」及び日程3「農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告」をいたします。事務局に報告いたさせます。

事務局（濱端総括副主幹）

それでは、1月14日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（2）農作物の盗難被害防止に係る看板及び農地保全啓発看板について、農作物の盗難被害防止に係る看板製作を調製しており、相模原市農協管内の3つの警察署の名称をそれぞれ看板に掲載することで調整がついた旨、事務局より報告がありました。今後、看板を設置した際には、その場所の地図と写真を警察署へ報告するとともに、市、農業委員会及び相模原市農協で情報を共有していくこととなります。

議題（3）令和6年度農地利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における候補地の選定について、前回に引き続き、今年度、不耕作緑または不耕作黄区分であった農地における候補地を選定した後の進捗状況及び結果や今後の対応等について情報共有を図りました。また、既にヒアリング調査を実施した地区の担当推進委員より、地権者との話合いの内容について報告がありました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会の結果報告を終わります。

続きまして、1月15日に開催されました相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料を御覧ください。

議題（2）農作物の盗難被害防止に係る看板及び農地保全啓発看板について、相模原市農協管内に設置する農作物の盗難被害防止に係る看板製作を調製しており、同管内の3つの警察署の名称をそれぞれ看板に掲載することで調整がついた旨、事務局より報告がありました。なお、相模原市農協と農業委員会で農作物の盗難被害防止に係る要請を3つの警察署にしている旨、津久井警察署に対して情報提供しており、神奈川つくい農協の青壮年部等から、津久井警察署への要請について、協力依頼があれば、同様の対応をすることも可能であると事務局より説明がありました。

議題（3）令和6年度農地利用状況調査結果に基づく遊休農地の解消等に向けた取組における候補地の選定について、前回に引き続き、今年度、不耕作緑または不耕作黄区分であった農地における候補地を選定した後の進捗状況及び結果や今後の対応等について情報共有を図りました。

以上で、相模原市農地利用最適化推進委員連絡会津久井地区部会の結果報告を終わります。

議長（阿部会長）

ただいまの報告について、何か御発言がございましたら、お願いいたします。
よろしいですか。

それでは、以上で農地利用最適化推進委員連絡会本庁地区部会結果報告及び農地利用
最適化推進委員連絡会津久井地区部会結果報告を終わります。

日程4 議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きます。日程4議案第61号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、1ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第61号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-1020は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和7年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、2ページを御覧ください。

收受番号3-1020は、権利設定者の東海旅客鉄道株式会社が、地下にリニア中央新幹線の軌道用のトンネルを建設するため、区分地上権を設定する申請になります。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は2ページを御覧ください。申請地は、緑区青山の畑、1筆、42㎡です。地下トンネル建設に伴う区分地上権の説明については、従前から審議されている議案と同様ですので、省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

御発言はございませんか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第61号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程4議案第61号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続いて、日程5議案第62号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、3ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第62号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-1005は相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、4ページを御覧ください。

收受番号4-1005は、申請人が所有する緑区川尻の農地、4筆、2,770㎡を仮設駐車場として一時転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は4ページを御覧ください。農地区分は農用地区域内農地です。申請理由としましては、申請地に近接する場所でカタクリの里事業を毎年行っており、来園者用の仮設駐車場として一時転用するための申請です。一時転用の期間は、令和7年6月15日までの約5か月で、駐車場としての利用期間は3月上旬から5月中旬で、その後、農地復元をします。転用期間終了後は、カボチャ、マクワウリ、コスモスの作付を行う計画です。隣接地への被害防除については、土地区画の明確化と、土留め策として、既存擁壁高さ20cmを使用するとともに、単管パイプ柵高さ1mを設置し、雨水については、木のチップ材を敷き、敷地内浸透とする計画です。申請地は広田小学校の南西約370mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

收受番号4-1005については、城山地区担当、西東邦雄委員、お願いします。

14番（西東委員）

先般、押田推進委員と現地確認してきましたけれども、他に適当な駐車場もないようで、一時転用はやむを得ないかなということで確認してまいりました。

以上です。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第62号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程5議案第62号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（阿部会長）

続きまして、日程6議案第63号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、5ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-12から14及び5-1062から1067は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和7年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、6ページから9ページを御覧ください。

收受番号5-12は、譲受人の株式会社相模緑心が、譲渡人が所有する麻溝台の農地1筆、1,775㎡に賃借権を設定し、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は6ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、小売業を営んでおり、使用中の資材置場が土地区画整理事業により収用されるため、新たに資材置場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、万能鋼板を設置し、雨水については、鉄板敷き及び土の状態による敷地内浸透とする計画です。申請地は相模ヶ丘病院の北東約390mです。

続きまして、收受番号5-13は、譲受人が、譲渡人が所有する上溝の農地1筆、1,419㎡の所有権移転を受け、馬の運動場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は8ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、乗馬クラブを営んでおり、現在使用している事務所の隣接地に、馬の運動場及び駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、鋼板単管パイプを設置し、雨水については、砂敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は老人保健施設清泉の郷の北西約40mです。

続きまして、收受番号5-14は、借受人の株式会社マテリアウィルが、譲渡人が所有する当麻の農地1筆、418㎡の所有権移転を受け、資材置場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は10ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由といたしましては、現在、不動産賃貸業を営んでおり、管理物件に仮置きしている資材等の置き場所がないことから、新たに資材置場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両等出入口を除き、矢板土留めを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は薊ヶ谷公園の北西約340mです。

本庁分は以上です。

事務局（伊藤所長）

続きまして、収受番号5-1062は、譲受人の株式会社悦企画が、譲渡人が所有する緑区青根の農地7筆、953㎡の所有権移転を受け、資材置場及び駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は12ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は不動産業を営んでおり、事業拡大のため、資材置場及び駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、土留め鋼板高さ43.5cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青根診療所の北東約80mです。

続きまして、収受番号5-1063は、譲受人の株式会社アトリエヨシノが、譲渡人が所有する緑区与瀬の農地1筆、278㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は14ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人はサービス業を営んでおり、現在賃借している駐車場が手狭なため返却し、新たに駐車場を確保するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、南側に土留め鋼板高さ10cmを設置し、雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地は相模原市緑区相模湖まちづくりセンターの南約150mです。

続きまして、収受番号5-1064は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区吉野の農地2筆、498㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は16ページを御覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由としましては、譲受人は現在賃貸住宅に住んでおり、手狭なため、新たに自己住宅を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既存コンクリート擁壁を使用するとともに、西側にコンクリートブロック2段から3段及び東側、南側に木柵高さ40cmを設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については公共下水道に接続する計画です。申請地は中央自動車道相模湖インターチェンジの北約1kmです。

続きまして、収受番号5-1065は、譲受人の株式会社ナナフシが、譲渡人が所有する緑区若柳の農地1筆、519㎡の所有権移転を受け、事務所として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は18ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は情報サービス業を営んでおり、現在使用中の事務所が手狭なため、新たに事務所を建築するものです。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から3段を設置し、雨水については敷地内浸透とし、汚水については合併浄化槽を設置し、処理する計画です。申請地は市立千木良小学校の南西約700mです。

続きまして、収受番号5-1066は、譲受人が、譲渡人が所有する緑区小倉の農地1筆、463㎡の所有権移転を受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は20ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人はリニア中央新幹線の建設における集電設備施設建設に伴う収用のため、新たに自己住宅を建築するものです。隣

接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、コンクリートブロック1段から3段を設置し、雨水については雨水浸透柵により敷地内浸透とし、汚水については合併浄化槽で処理する計画です。申請地は圏央自動車道相模原インターチェンジの北東約800mです。

続きまして、収受番号5-1067は、譲受人の合同会社ACパラスが、譲渡人が所有する緑区青野原の農地2筆、1,370㎡の所有権移転を受け、太陽光発電設備として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンを御覧ください。案内図は22ページを御覧ください。農地区分は第2種農地です。申請理由としましては、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、新たに太陽光発電設備を設置するものです。設置する太陽光パネルは、地上高約50cmから180cmのパネル台で、申請地は北西向きに5度から10度下り傾斜しており、その地上面に対し、真南に向けて傾斜約15度の角度で設置しますが、南側は山ですので、反射光による被害はないと思われます。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、周囲をコンクリートブロック1段及びフェンス高さ1.5mを設置し、雨水については敷地内浸透とする計画です。申請地は市立青野原診療所の南西約1,400mです。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明や御意見はございませんか。

収受番号5-12及び5-14については、南区担当、志村佳男委員、お願いします。

8番（志村委員）

1月18日に現地確認に行っていました。

収受番号5-12ですけれども、下溝の女子美大学の南側になります。この土地は少し土壌改良しまして、赤土が1mぐらい盛土してありますけれども、境界もしっかり確認できまして、雨水も敷地内浸透ということですので、特に問題はないと思えます。

続きまして、5-14です。この場所は原当麻地区の陸橋の北側で、案内図では搬入路が見受けられないですが、こちらの大通りのほうからずっと搬入路がありまして、きちんと確認できましたので、特に問題はございませんでした。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、収受番号5-13については、中央区担当、小林康史委員、お願いします。

7番（小林委員）

1月19日に現地を確認してまいりました。現況は整地されている状態で、区画もはっきりしております。乗馬クラブを営んでおり、馬の運動場という転用目的ですけれども、周りは土砂が流出しないように高さ80cmの鋼板で土留めするということですが、80cmですと馬が逃げてしまいますので、逃げ出さないように1m50cmぐらいの木の柵を作るといことです。建物を建てるわけではありませぬので、周りの農地に問題はないかと思えます。

よろしく御審議ください。以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1062及び1067については、津久井地区担当、菱山喜章委員、お願いします。

16番（菱山委員）

1月28日に加藤推進委員と現地調査へ行ってまいりました。

收受番号5-1062は、青根の国道413号のすぐ隣になりまして、写真を見ていただければ分かりますけど、人が耕作しているわけではなくて、みんなイノシシが掘った跡です。あとは事務局の説明のとおりで何ら問題ないと思います。ここで資材置場とか駐車場になれば、少しは入らないのかなという感じはあります。

皆さんの御審議、よろしく願いいたします。

続きまして5-1067ですが、これも事務局の説明のとおりで、地図を見てもらえば分かりますけど、旧道のちょっと土手上になります。それから南へ少し斜面になって上がってくるのですが、国道の旧道からのりにつけて、道をつけて、工事用の作業道にする。それも残るような形になって工事をするらしいので、何ら問題ないと思います。

皆様の御審議、よろしく願いいたします。以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1063及び1065については、相模湖地区担当、青木齊委員、お願いします。

1番（青木委員）

收受番号5-1063ですけれども、ちょっと手前が砂利道で見えるのですが、そちらが駐車場になっておりまして、前の駐車場と重なる部分があるのではないかと考えております。きれいに草も刈ってあるし、境界線もはっきりしております。この辺はほとんど駐車場になっておりまして、問題ないと思います。

それから、5-1065ですけれども、南側が市道だと思うのですが坂になっておりまして、下の赤い屋根のあるほうが少し斜めになって下っているのですけれども、境界線もしっかりしておりまして、草も刈ってありますし、別に問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1064については、藤野地区担当、天野明委員、お願いします。

18番（天野委員）

24日、午後、加藤委員と一緒に現場調査に行ってきました。その結果、ただいま事務局が説明したとおりでございますので、何ら問題はありません。よろしく願いいたします。

以上です。

議長（阿部会長）

続きまして、收受番号5-1066については、城山地区担当、齋藤孝之委員、お願いいたします。

11番（齋藤委員）

23日に落合推進委員と現地へ行ってまいりました。境界線も新しく杭を打ってありまして、別に問題ないと思います。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（阿部会長）

これより質疑に入ります。

17番（藤村委員）

収受番号5-12、地図で見ますと、6ページの地図の印は巨大古墳みたいに不法投棄した場所で、その北側の白くなっているところが、たしか数年前に土壌改良と称して造成したんですね。それを見たときに、今回のところも見たのですが、この一帯は全部黒土ですけど、きれいな茶色の土が入っていました。

何を言いたいかというと、土壌改良は農地の改良を目的となされているわけで、しかもその後、この辺は非常に良好にいろいろなものが作付されていて、しばらくはよかったのですが、今回、申請が出てきて、要するに、土壌改良をしたのにやめてしまうのかというのが、どんなものなのでしょうかというのが質問です。

事務局（武信総括副主幹）

農地造成をした後に、何年間かは農地として使わなければいけないといった規定等がない以上、申請が上がってくれば受理する形になっております。

17番（藤村委員）

土壌改良という名目で造成がなされるというのは、一切、制約がないのですか。

事務局（武信総括副主幹）

土地改良などの公費を使った場合には8年間などの縛りがあるんですけども、個人の方が黒土から赤土へ農地造成をして土を入れ替えたものに対しては、特に規制はありません。

以上です。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

はい。結構です。

19番（加藤委員）

収受番号5-14について、ちょっとだけ教えてください。この会社は何をしているのですか。例えば借り置きしている資材等の置場がないというのは、何の資材でしょう。それと、新たに資材置場を確保するものとありますが、この会社が資材を確保するのですか。

事務局（武信総括副主幹）

アパートに住んでいた方が引っ越しのときに置いていってしまったレンジフードとかキッチンパネルを、勝手に捨てるわけにもいかないもので、今までは管理物件に置いていたのですけれども、あまりにもたまって置き場所がないということで、そういったものを置くという形になっています。有価残置物というものに該当するものがあるようで、勝手に処分できないものは、しばらく保管しなければいけないということで、そういったものの置き場所に困って、今回、新たに資材置場を申請したという形になっております。

以上です。

19番（加藤委員）

この隣の許可済みとは同じ会社ではないのですか。

事務局（武信総括副主幹）

代表取締役が同じ方になっております。

19番（加藤委員）

この土地の周辺って、結構、いい農地ですよ。

事務局（武信総括副主幹）

はい。ただ、今回の申請に上がったところと手前の許可済地については、あまり作付がされていなかったと記憶しております。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

ほかに御発言はございませんか。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第63号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程6議案第63号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第64号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程7議案第64号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤所長）

それでは、10ページを御覧ください。議案を朗読します。

議案第64号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-1061から6-1062は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和7年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、11ページを御覧ください。

整理番号6-1061は、本農業委員会が令和6年11月25日に新規就農者認定をした農業者が新たに利用権を設定するものです。案内図は24ページを御覧ください。契約期間は5年9か月、件数は1件で、2筆、面積は1,421㎡でございます。新規就農者の情報につきましては、後ほど全員協議会で説明させていただきます。

続きまして、整理番号6-1062は、経営規模拡大のため、新たに利用権を設定するものです。案内図は26ページを御覧ください。契約期間は5年11か月、件数は1件で、1筆、面積は2,285㎡です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第64号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程7議案第64号については、原案のとおり決定いたしました。

日程8 議案第65号 農用地利用集積計画の決定について

議長（阿部会長）

続いて、日程8議案第65号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、12ページを御覧ください。議案を朗読いたします。

議案第65号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号6-224から6-228は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項及び改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2第1項の規定により、農用地利用集積計画を決定するものとする。令和7年1月31日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、13ページを御覧ください。

本議案は、農地中間管理機構である神奈川県農業会議が所有者から農地を借入れ、耕作者に貸し出すための利用権を設定するものです。

本庁管内の5件について説明いたします。

整理番号6-224から6-228は、新規で利用権を設定するもので、合計5件、7筆、9,466㎡です。新規分の案内図は、27ページから36ページを御覧ください。契約期間は、いずれも2年11か月です。利用計画が普通畑のものは露地野菜を、水田のものは水稻を栽培する予定です。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第65号について、原案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（阿部会長）

挙手全員。

よって日程8議案第65号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 9 報告第65号 農地所有適格法人の報告について

日程10 報告第66号 解除条件付き利用権設定を受けた者の農用地
利用状況の報告について

日程11 報告第67号 非農地証明書の発行について

日程12 報告第68号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す
る調査結果の報告について

日程13 報告第69号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報
告について

日程14 報告第70号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告に
ついて

議長（阿部会長）

続きまして、報告案件に移ります。

なお、報告案件につきましては、事務局からの補足説明及び委員から質疑のあった案件のみといたします。

事務局、補足説明はありますか。

事務局（武信総括副主幹）

ありません。

議長（阿部会長）

事務局からの補足説明はございません。

皆様から御発言がありましたら、お願いします。

17番（藤村委員）

報告第66号について、25ページの法人は、全体的に生産量が少ないし、幼木のため収穫なしというのはしようがないとしても、真ん中のトウガラシにしても、サンショウにしても、随分と少ないように見えます。要するに、危惧されることとしては、真面目に営業しているのかというのが質問です。26ページを見ると、生産が上がっているものも、5キログラムであるとか、トウガラシ30キログラムというの、あまり良好な生産量ではないように見えるのですが、この業者さんは良好に農地を使われているかどうかというのが疑問です。

事務局（伊藤所長）

この代表取締役の方ですけれども、今回は解除条件付という法人のほうで申請になっ

ていますが、代表取締役自体、農業者として認定しておりまして、両方やっているわけですが、自身も規模を徐々に拡大しておりますので、こちらの法人についても、解除条件ですので、実際、三者協定を結ぶ等、そういった手続がありますので、事業的には、どちらかという、今、個人のほうでシフトをしているところです。ただ、流れとしては、法人としても農地所有適格法人になれないかということで相談も来ている状態ですので、これからは法人のほうに主力を向けていくような状況にもあります。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

はい。

もう一つ、40ページの市街化区域内農地の転用届出というのは、これらのところは生産緑地に指定されてはいなかったということですか。

事務局（武信総括副主幹）

生産緑地に指定されている農地はありませんでした。

議長（阿部会長）

よろしいですか。

17番（藤村委員）

はい。

議長（阿部会長）

それでは、以上で日程9報告第65号から日程14報告第70号を終わります。

その他 相模原市賃借料情報

議長（阿部会長）

それでは、報告に続いて、その他 相模原市賃借料情報について、事務局に説明をいたさせます。

事務局（武信総括副主幹）

それでは、お手元にお配りしました相模原市賃借料情報について説明させていただきます。

農地法第52条及び全国農業会議所の賃借料情報提供の手引により、農業委員会において、農地の賃借料契約を締結する場合の目安となるように、地域の自主性を踏まえた賃借料情報を提供することとなっております。

これに伴って、毎年1月から12月までに締結された賃借権における賃借料の水準について、田畑別に、平均額、最高額、最低額などについて公表するものとなっております。

この情報は、昨年1年間に実際に締結された賃借契約の賃借料を抽出し、全国農業会議所の手引に従って整理を行ったものです。

まず、1の田の部についてですが、今回は対象件数が5件に満たないため、公表には至らなかったものとなります。

なお、令和4年の取引については、こちらに記載があるように、金額的には平均額が8,500円、最高額は1万2,600円、最低額は4,300円でした。こちらにつきましては、10アール当たりの年額となっております。

続きまして、2の畑の部については、同じく平均額が8,200円、最高額は1万3,300円、最低額は2,700円となっております。

利用権の設定については、3年間の設定をしますので、今年のものについては令和3年の契約を更新しているものが多くなっております。

次に、注意事項につきまして説明させていただきます。

注意事項1につきましては、本市では、農業会議や市農協の仲介の賃借の多くが一律平米当たり5円となっております。10アール当たりで計算しますと5,000円ですので、本市ではこの契約が多くありまして、集計に入れてしまいますと、いわゆる相対での契約の目安として公表しますので、数字上、そこに影響が出てしまいますので、農業会議や市農協の仲介の賃借のものについては、計算からはじいております。

続きまして、注意事項2についてですが、賃借料情報の信頼性を確保するため、全国農業会議所を出している手引に従って、全賃借契約の平均の1.7倍を超えるもの、逆に0.3倍に満たないものは特殊取引として除外しております。ちなみに畑につきましては、除外した最高額が3万円となっております、最低額は1,579円となっております。こちらの金額の理由につきましては、あくまでも相対ということですので、事務局では把握しておりません。

最後に、注意事項3につきましては、この金額はあくまでも目安として使っていただきたいと思っておりますので、実際の契約に際しては、当事者間で、十分に話し合いで決めていただくということで提示しております。

また、この情報の公開方法についてですが、農業委員会の窓口で閲覧可能となっており、相模原市のホームページで公開することで、広く情報提供を行う予定となっております。

以上で説明を終わります。

議長（阿部会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（阿部会長）

よろしいですか。

それでは、以上で全ての日程が終了いたしました。

次回、第36回総会は、令和7年2月28日金曜日午後1時30分から開催する予定です。開催場所は、市役所第2別館3階第3委員会室です。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第35回総会を終了いたします。